

法定損害賠償に関する検討経過報告

平成 20 年 12 月 25 日
司法救済ワーキングチーム

1. 問題の所在

法定損害賠償制度については、情報化が進む中で、インターネット等を利用した著作権侵害の飛躍的増大を背景として、侵害の回数をはじめ損害の立証が困難であるとの問題が指摘されていたことから、司法救済制度小委員会において検討が行われ、平成 16 年 1 月の著作権分科会報告書で、その結果が報告されている。

●文化審議会著作権分科会報告書（平成 16 年 1 月）（抜粋）

第 5 章 司法救済制度小委員会

Ⅱ 検討の結果

(1) 法定損害賠償制度

○検討結果

特にインターネットによる送信可能化権（ないし自動公衆送信権）侵害について、損害の回数ないし損害額の立証が困難であることから、これに対応するために何らかの措置が必要であることについては小委員会において概ね共通理解が得られたところである。

しかしながら、法定額の「10万円」の根拠を何処に求めるべきか、著作物の種類による「損害額」の違いを法定額にどのように反映させるかについて、検討が必要であるとの指摘がなされた。

これに対し、法定額は非常に重要な問題だが、まず大まかに定め、数年ごとに適宜見直していけばよいのではないかという意見があった。

法定賠償制度の議論は、「損害額の立証が困難である」ということが前提となっていることから、その「損害額」の根拠を明確にすることは重要であり、この点については十分な検討が必要である。

なお、裁判費用をはじめとする最低限の経費を賄うものとして、一定の損害額を法定すべきではないか、送信可能化権侵害以外の著作権侵害一般に適用する必要性はないか、など著作権法全体における法定賠償制度自体の在り方についても意見があったことから、損害賠償制度全体との関係も踏まえつつ、検討していく必要がある。

また、近年の動向として、知的財産推進計画 2008（平成 20 年 6 月 18 日、知的財産戦略本部）において検討課題として掲げられている他、法制問題小委員会・平成 19 年度中間まとめへの意見募集等で、権利者団体からの制度創設を求める意見が改めて寄せられている。

権利者団体からの意見では、現状の損害賠償請求を巡る問題点として、以下のよう
な点が挙げられている。

◆ インターネット上における侵害のケースについて

- 権利者側が独自に侵害（ダウンロード）回数を把握することは困難であること¹。

また、プロバイダや発信者に送信情報について開示請求をしようとしても、プロバイダ責任制限法ではアクセスログ（情報の送受信履歴）は開示請求の対象となっていないことに加えて、そもそもアクセスログが全てのプロバイダにおいて保存されておらず、かつ、保存されていても、長期間保存されているわけではないこと。（(社) 日本レコード協会、同旨 (社) 日本音楽著作権管理協会）

- インターネット上での侵害者を把握するためには、発信者情報開示請求をまず行うことが必要であり、時間²と弁護士費用、調査費用等の裁判費用に係るが、少額の請求しかできないとコスト倒れになるおそれがあること。（(社) 日本レコード協会）

- P2P ネットワークで行われるファイル交換サービスについては、まず、侵害者、侵害著作物の特定が困難であり、仮に特定できたとしてもファイルの送受信の状況が把握できず、損害額の立証が困難であること。（(社) 日本音楽著作権管理協会）

◆ その他の侵害のケースについて

- 演奏権侵害のような無形利用によるケースでは、記録が残らないため、実際に調査を行う他ないが、調査日以外の行為の立証などには限界があること。また、複製権侵害のケースについては、露店やネットオークション等における海賊版販売の場合、侵害実態の把握が困難であり、刑事事件で立件されるケースはあるものの、民事的解決を図ることは困難³。（(社) 日本音楽著作権管理協会）

このようなことを理由として、法定損害賠償制度の創設が求められている。

特に、(社) 日本レコード協会からは、公衆送信権侵害又は送信可能化権侵害の場合に限った措置として、

- ・ 損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときに、一件当たり 10 万円を自己が受けた損害の額として請求ができること、

¹ (社) 日本音楽著作権管理協会からは、特に、運営者が不明のサイトについてこれが妥当するとの指摘や、一部の動画投稿サイト等においては閲覧件数が表示されているため、当該件数に基づいて請求が可能な場合もあるとの指摘もあった。

² 権利者団体の指摘によれば、発信者情報開示請求が裁判で認められるまでには、通常半年程度を要するとのことである。

³ (社) 日本音楽著作権管理協会によれば、演奏権侵害を理由とする民事上の法的措置実施件数については、2007 年度では、本訴 5 件（6 百万円（請求額、以下同じ。）、仮処分 57 件（118 百万円）、民事調停 612 件（208 百万円）とされている。2003 年度～2007 年度における刑事上の法的措置の実施件数は、複製権、公衆送信権、頒布権、譲渡権に係るものが 29 件であり、同期間における民事上の措置については、複製権及び譲渡権侵害に係るものが 1 件のみとされている。

- ・ その損害の額が 10 万円に満たないとする相当の事情があるときは、当該事情に相当する額を控除するものとする事等を内容とする制度の創設要望が提出されている。

2. 現行の司法救済制度及び裁判例の状況（損害賠償関係）

（1）制度について

著作権の侵害行為があった場合、権利者は、民法第 709 条以下の不法行為規定に基づき損害賠償請求を行うことができるが、著作権の侵害については、損害額の立証が困難なことから、著作権法には、立証負担の軽減を図る規定が設けられている。

◆ 損害の額の推定等（第 114 条）

- ・ 侵害行為によって作成された物が譲渡された数量や権利侵害を組成する公衆送信が受信されることにより作成された複製物の数量に、権利者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、権利者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、権利者が受けた損害の額とすることができる。（第 1 項）
- ・ 権利侵害者が侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額を、権利者が受けた損害の額と推定する。（第 2 項）
- ・ 権利の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。（第 3 項）

◆ 相当な額の認定（第 114 条の 5）

損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

◆ 書類の提出等（第 114 条の 3）

裁判所は、著作権等侵害訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為の立証又は当該侵害行為による損害の計算のため必要な書類の提出を命ずることができる。（第 1 項）

（2）裁判例における損害額の認容状況の例⁴

■ インターネット上でのアップロードなどに関する事例

- ① 464. jp 事件（東京地判平成 19 年 9 月 13 日）

⁴ 参考文献：「知的財産権訴訟における損害賠償額算定の実務」（ぎょうせい、寒河江孝允監修、永野周志・矢野敏樹編集）

著作権者に無断でマンガを電子化した上で、インターネット上のウェブサイトに掲載された事例。判決では、損害額の算定に当たっては、使用料相当額として、本件各漫画を電子書籍化した場合の想定販売価格に対して相当な使用料率を乗じたものに、本件ウェブサイトの閲覧総数を乗じて得た額とすることが考えられる、とされた。

このうち、ウェブサイトの閲覧総数は114条の5の規定に基づき認定された。具体的には、8日間におけるマンガ閲覧数（「カウント数」（ウェブサイトアクセスにした者がマンガ本の特定行為を行った数））を計算した上で、マンガが掲載されていた期間及び同期間中におけるウェブサイトのアクセス件数の増加割合等を勘案して、認定された。

〔請求額・認容額：各原告につき200万円※（原告の一人は、請求額200万円・認容額32万円）〕

※ 200万円の賠償額が認容された原告については、実際に裁判上で認定された損害額は、最低額の原告の場合で約300万円、最高額の原告の場合では約5300万円が認定されている。

② 2ちゃんねる小学館事件（東京高判平成17年3月3日）

書籍収録の対談記事がインターネット上の電子掲示板に掲載された事例。損害額の算定にあたっては、①本件書籍の販売状況、②本件電子掲示板のスレッドに1000件弱の書き込みがあったこと、③インターネット情報の拡散性から直接間接に本件掲載された記事に接することができた者はかなりの数に上ると推認されること等から、アクセス件数を3000件と認定した。

また、サンデー毎日記事のバックナンバー提供サービスの情報料（300円）に鑑み、本件記事の著作物使用料は200円と認めた上で、損害額を算定するのが相当とした。

（原告A）〔請求額：112万5千円、認容額：45万円〕

（原告B）〔請求額：187万5千円、認容額：75万円〕

③ スメルゲット事件（知財高判平成18年3月29日）

シックハウス症候群対策品である「スメルゲット」等の広告販売用の写真2枚が、インターネット上に、8か月間、無断掲載された事例。判決は、当該写真について、「創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定し得る限界事例に近いものといわざるを得ない。」とした上で、「原告に何らかの逸失利益の損害が生じたものと認められる」とした一方、「被控訴人らが自ら同一商品の写真を撮影して被控訴人ホームページに掲載することは容易であり、本件各写真が被控訴人らの撮影した写真と比べて格別に優れているわけでもない」とした結果、「逸失利益の額を証明することが極めて困難」とし、114条の5に基づき、相当な損害額として1万円を認定した。

〔請求額：210万円、認容額：1万円〕

■ファイル交換サービスに関する事例

④ ファイルログ事件（東京地判平成15年12月17日）

電子ファイル交換サービスを利用してMP3ファイルが送信可能化・自動公衆送信された事例。この行為により原告の受けた使用料相当の損害額は、特段の事情のない限り、原告の管理著作物に関する使用料規程に定める額を参酌して算定するのが合理的とされた。

使用されていた接続回線の最大通信速度、サービス利用者が1日にダウンロードできるファイル数、共有フォルダに蔵置されている電子ファイル数(54万弱)等によれば、送信可能化されている全ての各管理著作物について、使用料規程が想定する月90.9回のダウンロードをすることは過大とされ、被告がダウンロード数を把握していなかったこと等の諸事情を総合し、114条の4(注)により、使用料規程に基づき算定した額の概ね10分の1に相当する額をもって使用料相当損害額と認めるのが相当、とされた。

[請求額：1億5876万円、認容額：3000万円]

■演奏・上映等に関する事例

⑤ 社交ダンス教室事件(名古屋地判平成15年2月7日)

社交ダンス教授所において無許諾で音楽演奏が行われた事例。原告の被った使用料相当額は、114条3項により、少なくとも許諾を受けて支払うべき使用料と同額とみなされるとし、その使用料は、使用料規程に定める1曲1回あたりの使用料(60円)によるものとされた。

利用曲数については、原告が行った1日間の調査結果に基づく1日当たりの利用曲数は、「経験則に照らし、せいぜい調査日の前後1、2年の範囲内で妥当すると判断するのが相当である」とされた。しかし、114条の4(注)により、「ダンス教授所の営業の特殊性、本件各施設におけるダンス教授の態様、原告による調査方法等を総合すれば、上記調査日の前後1、2年の範囲を超える期間についても、本件調査報告書等に基づく1日当たりの利用曲数を基礎に損害額を認定することができる」とされた。

[請求額：993万3520円、認容額：755万円6976円](被告Kの場合)

⑥ グッバイキャロル事件(東京地判平成17年3月15日)

映像の無断での放送・上映等が行われた事例。本判決では、「放送ないし上映の正確な回数を認めるに足りる証拠はないが、これにより原告会社に損害が発生したことは認められるから、著作権法114条の5により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、その額を30万円と認めるのが相当である」とされた。

■海賊版の複製・販売に関する事例

⑦ 日本語フォントプログラム事件(大阪地判平成16年5月13日)

原告が著作権を有する日本語フォントプログラムを無断でインストールしたコンピュータが販売された事例。本判決では、「販売先である顧客の数も相当に多数に上るといふ事情に照らせば、被告会社がこのうち何台のパーソナルコンピュータのハードディスクに本件フォントプログラムの海賊版をインストールしたか、またその際に何書体分をインストールしたかを厳密に立証することは事実上不可能であると

いべきである」とし、「裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を認定することができるものである（著作権法 114 条の 5 参照）」とされた。

具体的には、(i) コンピュータの台数については侵害行為が認定された期間中における被告会社のコンピュータ販売台数及び同期間中における原告から被告への書体ライセンス数から、(ii) 1 台当たりの書体インストール数についてはパソコンの納入先 5 件及び被告会社の使用するコンピュータへインストールされていた書体数の実績から、(iii) 1 書体当たりの逸失利益については原告の実際の書体販売価格及び製造原価から、それぞれ認定がなされた。

〔請求額・認容額：8055 万 5500 円〕

注：著作権法一部改正により条ずれがあり、現行法では 114 条の 5 となっている。

3. 検討結果

(1) 立法措置の必要性

インターネット上における侵害については、被告たる侵害者が自ら侵害に供されるサーバーを管理しているような場合を除いて、ダウンロード回数等を把握することが困難な場合も多く、損害額の立証には一定の困難性が存在することについては、概ね共通理解が得られた。

他方、これまでの主な裁判例の状況を見てみると、上記 2. (2) のとおり、著作権法 114 条の 5 等の規定により、原告が立証すべきダウンロード回数の把握が困難な場合においても、ある程度柔軟に損害額の認定がなされているものと考えられる。また、演奏権等侵害の場合についても、同様に、114 条の 5 の規定はある程度機能しているものと考えられる。

これらのことから、現時点では、現行法によってもなお対応が困難であるとの実態があるとは認められないと考えられるため、立法措置の検討に当たっては、まず、この点について明らかにされることが必要であると考えられる。また、合わせて、民法の一般法理との関係や他の知的財産権法との関係を踏まえた上で、著作権法において制度を創設することの意義について精査を行うことが必要であると考えられる。

(2) 仮に法定損害賠償制度を設けることとした場合の論点（参考として）

なお、仮に何らかの形で法定損害賠償制度を設ける必要性が認められるとした場合において検討が必要となると考えられる論点についても、(社)日本レコード協会による上記立法提案（以下単に「立法提案」という。）も参考にしつつ、以下のとおり、合わせて議論を行った。

① 法定額等について

法定額を定めるに当たっては、(i) 侵害される著作物の種類、(ii) 侵害される権利、(iii) 侵害の態様(利用される期間・数量、著作物の全部利用か一部利用か等)などによって、想定される損害の額も異なる可能性があることから⁵、このような点に留意する必要があると考えられる。

法定額の性質との関係では、権利者団体からは、法定額の中に弁護士費用や調査費用等も含めて措置することについての考えが示された。この点については、通常損害賠償請求訴訟において、そもそも、弁護士費用全額の請求が必ずしも認められるわけではないとの意見があった。また、調査費用についても、調査費用をどの程度請求できることとすべきかについての考え方も様々であり、一般的調査に要する費用は必ずしもこれに含めるべきでなく、相当因果関係のある部分に限定されるべきとの意見があった⁶。さらに、これらの費用を法定額の算定根拠として考える場合は、通常損害賠償請求訴訟において認められる弁護士費用等の取扱いとの関係について、整理が必要となると考えられるとの意見があった。

法定額の賠償を認定する際の単位についても、「一件」とする立法提案の他、米国の立法例のように「一著作物」とする考え方もあり、精査が必要と考えられる。

② 侵害者による反証可能性について

仮に権利者が損害の立証に成功すれば侵害者は損害額について反証しない限り法定額の賠償を命じられるという制度設計にした場合、インターネット上での侵害の場合を例にとると、侵害者は著作物のダウンロード回数等について立証しなければならなくなるが、多くの場合、そのような立証は、権利者がする場合と同様に困難であり、結果として実質的な損害額と支払われる賠償額とのバランスがとれない場合もでてくるのではないかと、との意見があった。

加えて、仮にこのような問題を解消するには、プロバイダからアクセスログに関する情報の開示を受ける仕組みを確立する必要があるのではないかと、との意見があった。

③ 法定賠償制度の意義(交渉促進機能)について

権利者団体から、114条の5の規定は裁判上でしか機能しないが、法定損害賠償の制度が創設されれば、裁判外での和解交渉の進展が見込まれる旨の指摘があった。

この点については、法定額より低額での和解の提案を行うことにより和解が成立しやすくなり、「侵害し得」の状況が減少する可能性もあるのではないかととの意見があった一方、そのような理由は直接の立法趣旨とはならないのではないかととの指摘もあった。

⁵ 例えば、上記2.(2)のスメルゲット事件においては、8か月間にわたる2枚の写真掲載について1万円の損害賠償が認定されている。

⁶ インターネットオークションでの複製権等侵害にあたるビデオテープが販売された事例に関する裁判例で、原告が調査費用として請求した①オークションの継続的監視費用、②本件ビデオテープの収録内容確認費用、③被告との面談のための出張費用のうち、②の一部のみが相当因果関係のある損害であると認められたものがある(東京地判平成17年4月27日)。

(3) まとめ

以上のとおり、特にインターネット上での侵害については損害額の立証に一定の困難性が存在し、何らかの形で権利の救済が図られることが適当であるとは考えられるものの、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至らなかった。法定損害賠償制度による対応の必要性については、114 条の 5 等の現行規定による対応の可能性や民法及びその他の知的財産権法との関係について、今後の実態の推移を踏まえつつ、検討を行うべきと考えられる。

【参考】諸外国の立法例

■アメリカ法（「外国著作権法令集（29）－アメリカ編－」2007年7月、社団法人著作権情報センター）（抄）

第504条 侵害に対する救済：損害賠償および利益

(a) 総則－本編に別段の定めある場合を除き、著作権を侵害する者は、以下のいずれかを支払う責任を負う。

(1) 第(b)節に定める、著作権者が被った現実的損害の額および著作権侵害者が受けた利益の額。

(2) 第(c)節に定める、法定損害賠償額。

(b) 現実的損害賠償および利益－著作権者は、侵害の結果被った現実的損害の額、および侵害に起因して侵害者が受けた利益で現実的損害の額の算出にあたり考慮されなかった額の支払を受けることができる。侵害者の利益を立証するにあたっては、著作権者は、侵害者の総収入の証明のみを行えば足り、侵害者は、控除できる費用および著作権のある著作物以外の要因に起因して受けた利益の要素を証明しなければならない。

(c) 法定損害賠償－

(1) 本節第(2)項に定める場合を除き、著作権者は、終局的判決が言い渡される前はいづれでも、現実的損害および利益に代えて、一の著作物に関して当該訴訟の対象となる全ての侵害（一人の侵害者は単独で責任を負い、二人以上の侵害者は連帯して責任を負う）につき、750ドル以上30,000ドル未満で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。本節において、編集著作物または二次的著作物の部分は、全て単一の著作物を構成するものとする。

(2) 侵害が故意に行われたものであることにつき、著作権者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を150,000ドルを限度として増額することができる。侵害者の行為が著作権の侵害にあたることを侵害者が知らずかつ信じる理由がなかったことにつき、侵害者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を200ドルを限度として減額することができる。著作権のある著作物の利用が第107条に定めるフェア・ユースであると侵害者が信じかつ信じるにつき合理的な根拠があった場合において、侵害者が(i) 非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館の被用者もしくは代理人としてその雇用の範囲内で行動している者、または非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館であって、著作物をコピーまたはレコードに複製することにより著作権を侵害したとき、または、(ii) 公共放送事業者または個人であって、公共放送事業者の非営利的活動の通常の一部（第118条(g)に規定する）として、既発行の非演劇的音楽著作物を実演しまたはかかる著作物の実演を収録した送信番組を複製することによって著作権を侵害したときは、裁判所は、法定損害賠償額の支払を減免しなければならない。

(d) 一定の場合における追加的損害賠償－第110条(5)に基づいてその行為に責任が免除されるとの抗弁をなした被告たる施設の経営者が当該条項に基づいて責任を免除されると信ずるに相当な理由がないと裁判所が認定する場合、原告は、本条に基づく損害

賠償に加えて、3 年を超えない直近の期間に当該施設の経営者が原告に支払うべきであった使用料の 2 倍の金額について賠償命令を受けることができる。

■カナダ法（「外国著作権法令集（26）－カナダ編－」1999 年 3 月、社団法人著作権情報センター）

Sections 38.1 and 38.2, as enacted by 1997, c.24, s.20(1) :

法定損害

38.1 (1) 著作権保有者は、この条に従うことを条件として、終局判決が言い渡される前いつでも、第 35.1 条(1)の規定に掲げる損害及び利益に代え、いずれか 1 の著作物又はその他の目的物について、その法的手続に含まれる全ての侵害であって、いずれか 1 の侵害者が個別に責任を負い又はいずれか 2 若しくはそれ以上の侵害者が連带的に責任を負うものに関する法定損害の裁定額の賠償を、500 ドルを下回らず 20,000 ドルを越えない額であって裁判所が正当と考える金額において、決めることができる。

被告人が侵害を知らない場合

(2) 著作権保有者が(1)の規定に基づき決定を行い、かつ、被告人が裁判所に当該被告人が自己の著作権侵害の事実を知らずかつ、その事実を信ずる合理的理由を有していなかった旨を確信させる場合には、裁判所は、裁定の額を、500 ドル未満で 200 ドルを下回らない額まで引下げることができる。

特別な場合

(3) 裁判所は、
(a) 1 の媒体の中に 1 以上の著作物又はその他の目的物があり、かつ、
(b) (1)又は(2)の規定に掲げる最低金額による裁定によっても、侵害と著しく均衡を失すると裁判所が考える総裁定額が結果として生ずる場合には、
裁判所は、著作物又はその他の目的物の各々について、場合に応じて、500 ドル又は 200 ドルに満たない額であって裁判所が正当と考える金額を、裁定することができる。

集中管理団体

(4) 第 67 条に掲げる集中管理団体は、被告人が適用可能な使用料を支払わない場合、この条に基づき、この法律が規定する金銭的性質を有する他の救済手段に代え、法定損害の裁定額の賠償を、適用可能な使用料額の 3 倍を下回らず 10 倍を越えない額であって裁判所が正当と考える金額において、決めることのみできる。

考慮される要素

(5) 裁判所は、(1)乃至(4)の規定に基づきその裁量権を行使する場合、次のいずれも含む全ての関連する要素を考慮する。

- (a) 被告人の善意又は悪意
- (b) 訴訟手続の前及びその期間内における当事者の品行
- (c) 問題となる著作権の他の侵害を抑止する必要

裁定がなされない場合

- (6) 法定損害額の裁定は、次のいずれかに対しては、行われぬ。
- (a) 教育施設又はその事務取扱者であつて、第 29.6 条又は第 29.7 条に掲げる行為を犯し、かつ、一切の使用料を支払わず又は当該行為の遂行に関してこの法律に基づき定められる期間及び条件のいずれにも応じない者
 - (b) 教育施設、図書館、資料館又は博物館であつて、第 38.2 条に掲げる状況において訴えられている者
 - (c) 問題となる複製物はその作成国における著作権保有者の同意を得て作成された場合、第 27 条(2)(e)の規定又は第 27.1 条に基づく著作権を侵害する者

影響を受けない懲罰的損害賠償

- (7) (1)の規定に基づく決定は、著作権保有者が懲罰的損害賠償について有することのできるいかなる権利にも影響しない。

■中国法（「外国著作権法令集（36）」2006年3月、社団法人著作権情報センター）

第 48 条

- 1 著作権または著作権に関連する権利を侵害した場合には、権利を侵害した者は、権利者の実際の損害に応じて賠償しなければならない。実際の損害を算定することが難しい場合には、権利を侵害した者の不法所得に応じて賠償することができる。賠償金額は、権利者が権利の侵害に係る行為を停止させるために支払った合理的費用を含まなければならない。
- 2 権利者の実際の損害または権利を侵害した者の不法所得を確定することができない場合には、人民裁判所が権利侵害行為の事案に応じて、50 万元以下の賠償額を命じる。

■台湾法（「外国著作権法令集（36）」2006年3月、社団法人著作権情報センター）

第 88 条（著作物の財産的権利または製版權の侵害に関する損害賠償の責任）

- 1 他人の著作物の財産的権利または製版權を故意または過失によって不法に侵害する者は、その損害賠償の責任を負う。複数の者が共同で不法に侵害する場合には、連帯して損害賠償の責任を負う。
- 2 前項にいう「損害賠償」について、被害者は、次の各号の規程のいずれかを選択して、それに従って請求することができる。
 - (1) 民法第 216 条の規定に従って請求すること。ただし、被害者がその損害を証明することができない場合には、被害者は、その権利行使から通常得られると期待される利益の額と侵害を受けた後の同一の権利行使から得られると期待される利益の額との差額を、損害の額とすることができる。
 - (2) 侵害者が侵害行為によって得られた利益の額を請求すること。ただし、侵害者がその侵害行為の費用または必要な経費を証明することができない場合には、侵害者が侵害行為から得た収入の総額を、その得た利益とする。

- 3 前項の規程に従って、被害者が実際の損害額を証明することが困難な場合には、被害者は、侵害の事案の重大性に応じて新台幣ドル1万元以上100万元以下の賠償額の決定を、裁判所に申し立てることができる。侵害行為が故意であつて、かつ、事案が重大である場合には、賠償額を新台幣ドル500万元まで増額することができる。

※ このほか、韓国においても、2007年12月18日に閣議決定された著作権法一部改正案において、実際の損害額に置き換えて、1千万ウォン以下（営利目的かつ故意の場合は5千万ウォン以下）の範囲内で相当な額の賠償を請求できるようにするための規定が盛り込まれている模様。